

令和 4 年

司法統計年報概要版

4 少年編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2022

VOLUME 4 JUVENILE CASES

令和 5 年 8 月

AUGUST, 2023

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和4年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、4少年編の概要を記したものである。

第1 少年事件の全事件

少年事件の新受人員は、令和4年は4万5740人であり、令和3年と比較すると、2.6%の減少を示している（表1）。

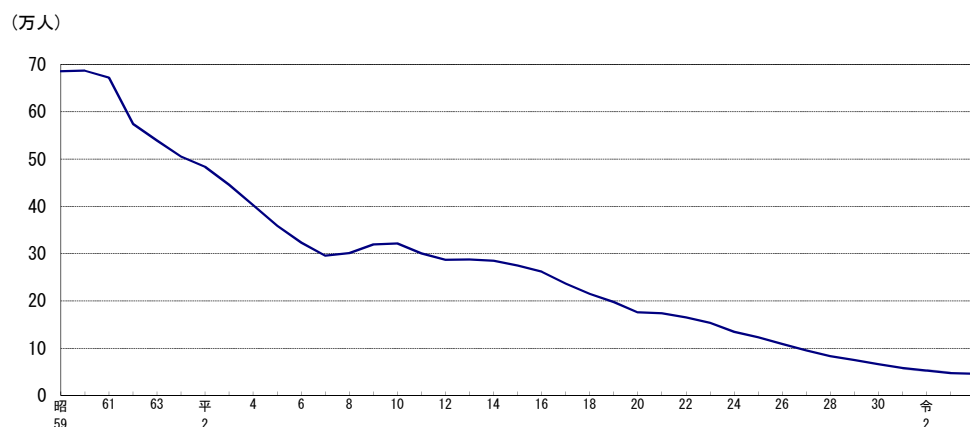
なお、昭和59年以降の新受人員の推移は図1のとおりである。

表1 少年事件の新受人員の構成比及び前年比

事 件 の 種 類	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)	前年比(%)
総 数	46 978	100.0	45 740	100.0	97.4
一 般 保 護	34 472	73.4	33 849	74.0	98.2
道 路 交 通 保 護	11 401	24.3	10 780	23.6	94.6
そ の 他	1 105	2.4	1 111	2.4	100.5

注) その他は、準少年保護事件等の人員である。

図1 少年事件の新受人員の推移



第2 一般保護事件

1 新受・既済・未済人員数

一般保護事件の新受人員は、令和4年は3万3849人であり、令和3年と比較すると、1.8%の減少を示している（表1）。

なお、昭和59年以降の新受人員の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

図2 一般保護事件の新受人員の推移

(万人)

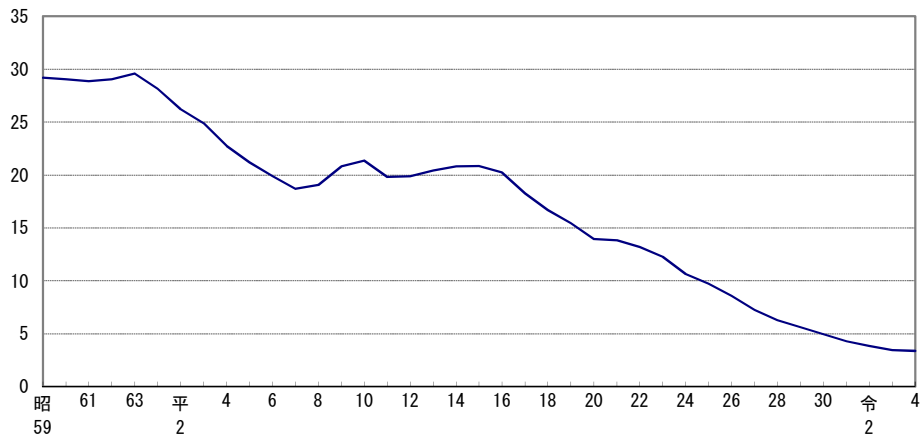
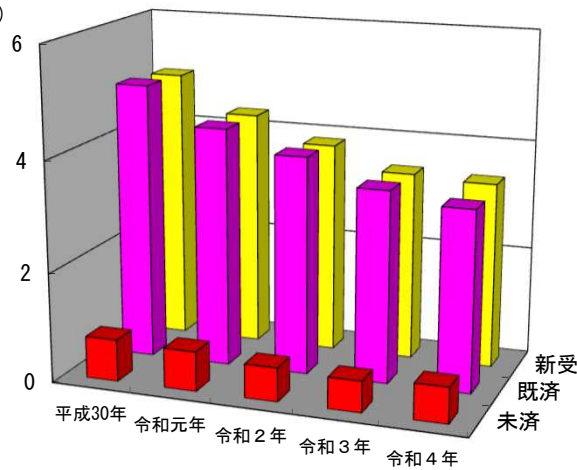


表2 一般保護事件の最近5年間の推移 (人員)

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	49 599	100	50 238	7 687
令和元	43 066	87	43 474	7 279
2	38 547	78	39 627	6 199
3	34 472	70	34 973	5 698
4	33 849	68	33 001	6 546

図3 一般保護事件の新受・既済・未済人員の推移

(万人)



2 審理期間

令和4年の一般保護事件の既済事件の審理期間を見ると、6月以内までが97.4%を占めている（表3）。

表3 一般保護事件の既済事件の審理期間

審理期間	令和3年			令和4年		
	人員	構成比(%)	平均審理期間	人員	構成比(%)	平均審理期間
1月以内	3,898	24.0	2.7月	6,995	32.2	2.3月
3月以内	6,559	40.4		8,594	39.6	
6月以内	5,041	31.0		5,561	25.6	
1年以内	720	4.4		538	2.5	
1年を超える	21	0.13		15	0.07	

注1) 簡易送致事件、移送・回付で終局した事件及び従たる事件を除く。

注2) 令和4年3月までに終局した事件については、（無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、（無免許）危険運転致死傷事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷事件も除く。したがって、令和4年4月1日以降に終局した事件については、集計対象の範囲が拡大している。

注3) 平均審理期間を算出するときに用いる代表値は次のとおりである。

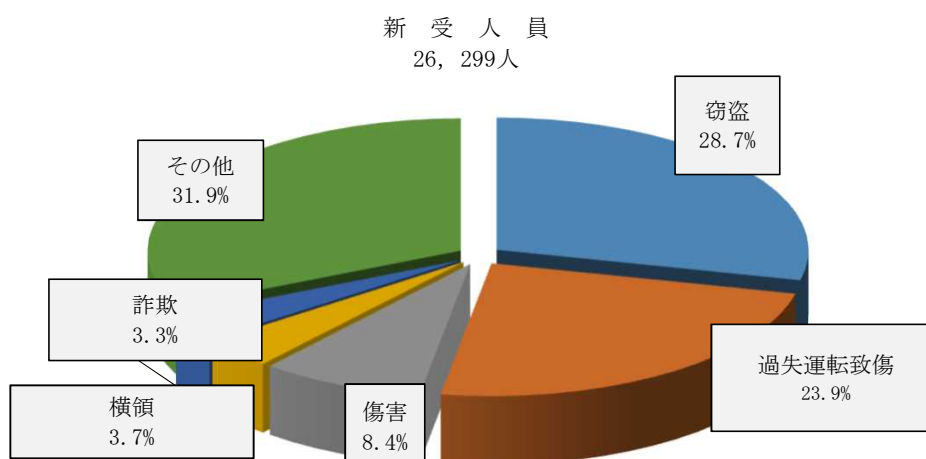
1月以内(0.5)、3月以内(2)、6月以内(4.5)、1年以内(9)、1年を超える(18)

3 非行別の構成比（令和4年4月以降）

令和4年の一般保護事件の新受人員の構成比を非行別に見ると、上位5位は①窃盗、②過失運転致傷、③傷害、④横領、⑤詐欺となっている（図4）。

なお、非行名の分類は、司法統計年報付録の非行名分類表による。同年4月に非行名分類を変更したため、図4の数値及び構成比は4月以降のものである。

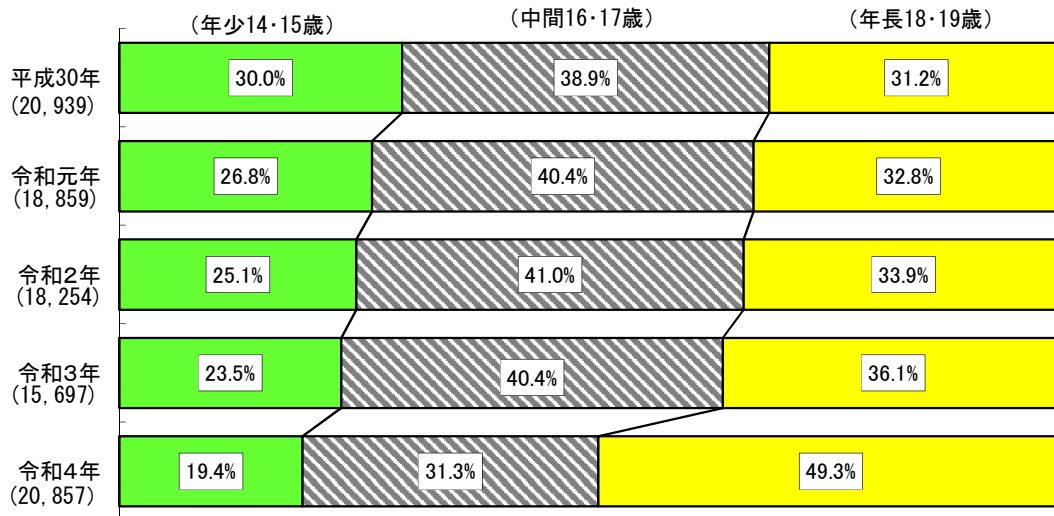
図4 一般保護事件の非行別新受人員の構成比（4月以降）



4 行為時年齢別の構成比

令和4年の一般保護事件の既済人員の構成比を行為時年齢別に見ると、令和3年と比較して、年長少年の割合が増加し、中間及び年少少年の割合が減少している（図5）。

図5 一般保護事件の行為時年齢別構成比



注1) 簡易送致事件、年齢超過による検察官送致、移送・回付で終局した事件、従たる事件並びに非行無し、所在不明等及びその他の事由による不処分又は審判不開始で終局した事件を除く。

注2) 令和4年3月までに終局した事件については、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、(無免許)危険運転致死傷事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷事件も除く。したがって、令和4年4月1日以降に終局した事件については、集計対象の範囲が拡大している。

注3) 行為時年齢が14歳未満、20歳以上の者及び年齢不詳の者を除く。

5 終局区分

令和4年の一般保護事件の既済人員の構成比を終局区分別に見ると、令和3年と比較して、検察官送致及び不処分の割合が増加し、保護処分及び審判不開始の割合は減少している(表4)。

表4 一般保護事件の終局区分(人員)

年次	総数	保護処分	検察官送致	不処分	審判不開始	その他
平成30	50,238	10,659	1,206	10,737	19,015	8,621
構成比(%)	100.0	21.2	2.4	21.4	37.8	17.2
令和元	43,474	9,658	1,129	9,162	16,268	7,257
構成比(%)	100.0	22.2	2.6	21.1	37.4	16.7
2	39,627	8,822	983	7,025	15,764	7,033
構成比(%)	100.0	22.3	2.5	17.7	39.8	17.7
3	34,973	7,979	905	6,665	13,225	6,199
構成比(%)	100.0	22.8	2.6	19.1	37.8	17.7
4	33,001	7,497	919	6,524	12,348	5,713
構成比(%)	100.0	22.7	2.8	19.8	37.4	17.3

第3 道路交通保護事件

1 新受・既済・未済人員数

道路交通保護事件の新受人員は、令和4年は1万780人であり、令和3年と比較

すると、5.4%の減少を示している（表1）。

なお、昭和59年以降の新受人員の推移は図6、新受・既済・未済人員の直近5年間の推移は表5、図7のとおりである。

図6 道路交通保護事件の新受人員の推移

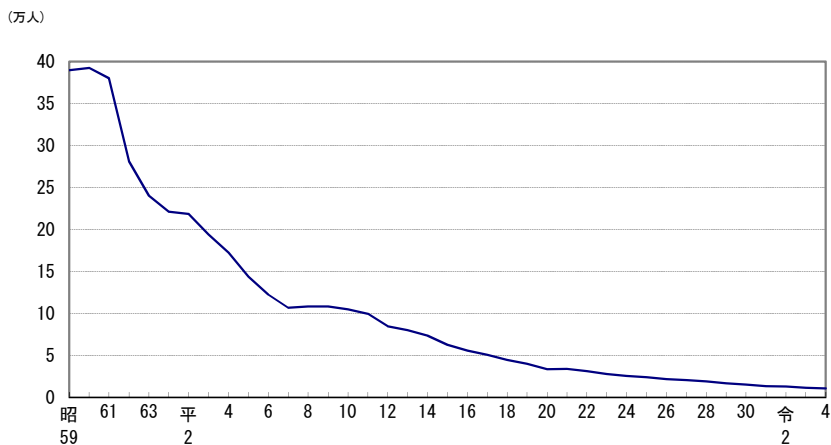
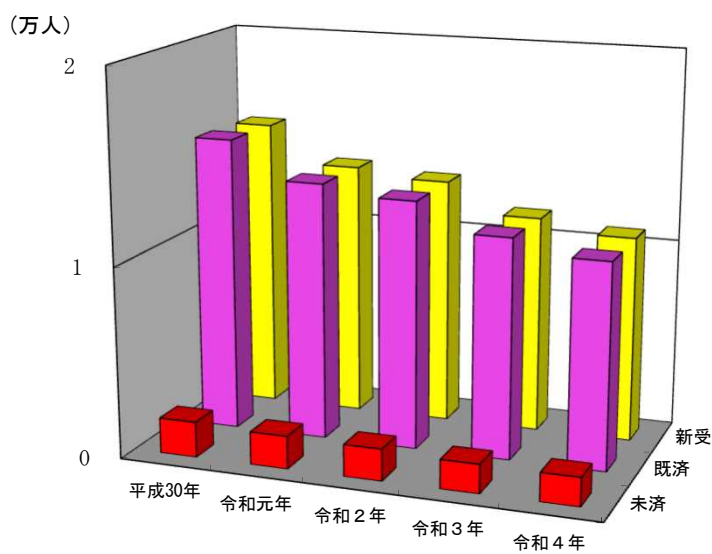


表5 道路交通保護事件の最近5年間の推移（人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	15 270	100	15 398	1 882
令和元	13 342	87	13 485	1 739
2	12 938	85	12 992	1 685
3	11 401	75	11 554	1 532
4	10 780	71	10 801	1 511

図7 道路交通保護事件の新受・既済・未済人員の推移



2 終局区分

令和4年の道路交通保護事件の既済人員の構成比を終局区分別に見ると、令和3年と比較して、検察官送致の割合が増加し、保護処分及び審判不開始の割合は減少している（表6）。

表6 道路交通保護事件の終局区分（人員）

年次	総数	保護処分	検察官送致	不処分	審判不開始	その他
平成30	15 398	4 710	2 378	1 118	4 834	2 358
構成比(%)	100.0	30.6	15.4	7.3	31.4	15.3
令和元	13 485	4 327	2 185	989	4 135	1 849
構成比(%)	100.0	32.1	16.2	7.3	30.7	13.7
2	12 992	3 984	1 983	901	4 269	1 855
構成比(%)	100.0	30.7	15.3	6.9	32.9	14.3
3	11 554	3 844	1 858	705	3 615	1 532
構成比(%)	100.0	33.3	16.1	6.1	31.3	13.3
4	10 801	3 319	1 844	657	3 315	1 666
構成比(%)	100.0	30.7	17.1	6.1	30.7	15.4

第4 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、全て人員である。
- 2 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。
- 3 数値は、令和5年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 4 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 5 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。